

# 運 営 規 程

特定医療法人弘友会

老人保健施設 フレンド

# 老人保健施設フレンド 運営規程

## 第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 特定医療法人弘友会（以下「本会」という。）が開設する老人保健施設フレンド（以下「当施設」という。）が行う介護老人保健施設サービスの適正な運営を確保するために必要な事項を定める。

## 第2章 事業の目的および運営の方針

(施設の目的)

第2条 当施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すことを目的とする。

(事業所の名称および所在地)

第3条 当事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 老人保健施設 フレンド
- (2) 所在地 愛媛県大洲市東大洲 39 番地

(運営の方針)

第4条 当施設は、入所者の意志および人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保険施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供に努めるものとする。

- 2 当施設は、家庭復帰を目指して自立を支援し、明るく家庭的な雰囲気を作り、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保険医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### 第3章 従業者の職種、員数および職務の内容

(従業者の職種、員数および職務の内容)

第5条 当施設に従事する従業者の職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

職 種	員 数	職 務 の 内 容
管理者 (施設長)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う</li> <li>・従業者に各種規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う</li> </ul>
副施設長	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長の補佐</li> </ul>
医師	1 以上 (施設長兼務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の診療、健康管理、保健衛生指導等を担当する</li> <li>・入所者のケアプランの検討と実施に関すること</li> <li>・その他</li> </ul>
看護職員	9 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の指示に基づく、入所者の看護、診療の介助、健康管理に関すること</li> <li>・入所者の日常生活の介護、支援および家族に対する指導に関すること</li> <li>・入所者の保健衛生に関すること</li> <li>・入所者のケアプランの検討と実施に関すること</li> <li>・その他</li> </ul>
介護職員	22 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の日常生活の介護、支援に関すること</li> <li>・入所者のケアプランの検討と実施に関すること</li> <li>・その他</li> </ul>
支援相談員	1 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の生活、行動プログラムの企画、対外連絡並びに入所者および家族の支援相談に関すること</li> <li>・入所者のケアプランの検討と実施に関すること</li> <li>・その他</li> </ul>
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	2 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の機能回復訓練並びに日常生活動作能力の改善に関すること</li> <li>・入所者のケアプランの検討と実施に関すること</li> <li>・その他</li> </ul>
管理栄養士	1 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の指示による入所者の栄養摂取量の調節および栄養指導に関すること</li> <li>・給食献立表の作成および調理実務指導に関すること</li> <li>・給食材料の食品栄養分析並びに給食の改善に関すること</li> <li>・給食材料の発注、受入管理、請求伝票の仕訳に関すること</li> <li>・調理室および食品、器具什器類の保全と衛生管理に関すること</li> <li>・給食内容等の記録作成に関すること</li> <li>・入所者の食事摂取状況の点検記録と嗜好調査の計画実施に関すること</li> <li>・給食員への保健衛生の指導に関すること</li> <li>・入所者のケアプランの検討と実施に関すること</li> <li>・その他</li> </ul>

介護支援 専門員	1 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険における基本調査等の実施に関すること</li> <li>・施設サービス計画の作成に関すること</li> <li>・施設サービス計画の実施状況の把握、管理、変更に関する こと</li> <li>・その他</li> </ul>
歯科 衛生士	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医師の指示を受け、入所者の定期的な口腔の健康状態 の評価を行う</li> <li>・入所者の口腔ケア及び介護職員等への日常的な口腔ケアに 関する助言や指導を行う</li> </ul>
事務員	1 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付、総務、経理等事務全般の業務</li> <li>・その他</li> </ul>

※ 員数に関しては短期入所療養介護を含んだものとする。

※ 必要に応じて増員するものとする。

## 第4章 入所定員

(入所定員)

第6条 入所定員は、100名とする。

(定員の遵守)

第7条 当施設は、入所定員および療養室の定員を超えて入所させないものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

## 第5章 施設サービスの内容及び利用料、その他の費用の額

(内容及び手続きの説明および同意)

第8条 当施設は、施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者またはその家族に対し、この規程の概要、従業員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供開始について入所申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第9条 当施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 当施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めるものとする。

(入退所)

第10条 当施設は、その心身の状況および病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められるものを対象に、施設サービスを提供するものとする。

- 2 当施設は、正当な理由なく、施設サービスの提供を拒まないものとする。
- 3 当施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院または診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずるものとする。
- 4 当施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。
- 5 当施設は、入所者の心身の状況、病歴、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。
- 6 前項の検討にあたっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議するものとする。
- 7 当施設は、入所者の退所に際しては、その者またはその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所後の主治の医師および居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 当施設は、入所の際に、要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該入所申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 当施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間が満了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(サービスの提供の記録)

第12条 当施設は、入所に際しては、入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類および名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(健康手帳への記載)

第13条 当施設は、提供した施設サービスに関し、入所者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を

有しない者については、この限りでないものとする。

(施設サービス計画の作成)

第14条 当施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画の作成に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握するものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者およびその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題並びに医師の治療の方針に基づき、当該入所者に対する施設サービスの提供にあたる他の従業者と協議のうえ、サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得るものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

(施設サービスの取扱方針)

第15条 施設サービスは、入所者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行うものとする。

- 2 施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮しておこなうものとする。
- 3 当施設の従業者は、施設サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者またはその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導または説明を行うものとする。
- 4 当施設は、施設サービスの提供にあたっては、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。

- 5 当施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(診療方針)

第16条 医師の診療方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病または負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うものとする。
- (2) 診療にあたっては、常に医学的立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うものとする。
- (3) 常に入所者の病状、心身の状況およびその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者またはその家族に対し、適切な指導を行うものとする。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は入所者の病状に照らして妥当適切に行うものとする。
- (5) 特殊な療法または新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるものの他行わないものとする。
- (6) 別に厚生労働大臣が定める医療品以外の医療品を入所者に適用し、または処方しないものとする。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第17条 当施設の医師は、入所者の病状からみて、当施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院もしくは診療所への入院のための措置を講じ、または他の医師の対診を求める等、診療について適切な措置を講ずるものとする。

- 2 当施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、または入所者を病院もしくは診療所へ通院させてはならないものとする。
- 3 当施設の医師は、入所者のために往診を求め、または入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院または診療所の医師または歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならないものとする。
- 4 当施設の医師は、入所者が往診を受けた医師もしくは歯科医師または入所者が通院した病院もしくは診療所の医師もしくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならないものとする。

(機能訓練)

第18条 当施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行うものとする。

(看護および医学的管理の下における介護)

第19条 看護および医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状および心身の状況に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

2 当施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、または清拭するものとする。

3 当施設は、入所者の病状および心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

4 当施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えることとする。

5 当施設は、前各項に定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。

6 当施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当施設以外の者による看護および介護を受けさせないものとする。

7 当施設は、その入所者に対して、栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(食事の提供)

第20条 入所者の食事は、栄養ならびに入所者の身体の状態、病状および嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。

2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行うよう努めるものとする。

(相談および援助)

第21条 当施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者またはその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第22条 当施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 当施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(利用料等の受領)



第23条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払を受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、利用約款に掲載の料金により支払を受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、利用約款に明記する。

2 当施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者または家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、入所者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第24条 当施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

## 第6章 サービス利用にあたっての留意事項

(施設利用にあたっての留意事項)

第25条 当施設の入所者は、次の各号に掲げる次項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 原則、施設内で飲酒・喫煙をしないこと
  - (2) 建物、備品その他の器具を破損し、もしくは持ち出さないこと
  - (3) 喧嘩、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと
- 2 施設長は、入所者が次の各号に該当すると認めたときは、当該入所者の市町村に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。
- (1) 当施設の秩序を乱す行為をした者
  - (2) 故意にこの規程等に違反した者

## 第7章 非常災害対策

(災害対策)

第26条 事業所は、次に掲げる災害対策を講ずるものとする。

- (1) 消火器、非常口、警報装置、非常通報装置等の点検を行い、整備しておくものとする。

- (2) 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。

## 第8章 その他運営に関する重要事項

### (勤務体制の確保)

第27条 当施設は、入所者に対し適切な施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めるものとする。

- 2 当施設は、施設の従業者によって施設サービスを提供するものとする。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでないものとする。
- 3 当施設は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保するものとする。

### (定員の遵守)

第28条 当施設は、利用定員を超えて施設サービスの提供を行ってはならないものとする。

### (衛生管理等)

第29条 当施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 当施設は、施設において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

### (苦情処理)

第30条 当施設は、提供した施設サービスに係る入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当施設は、提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、および入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当施設は、提供した施設サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(入所者に関する市町村への通知)

第31条 当施設は、施設サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(秘密保持)

第32条 当施設の従業者は、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

- 2 当施設は、従業者であった者が、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 3 当施設は、サービス担当者会議等において、入所者の個人情報を用いる場合は、入所者の同意を、入所者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第33条 当施設および当施設の従業者は、居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、入所者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

- 2 当施設は、居宅介護支援事業者またはその従業者から、当施設からの退所者を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

(掲示および広告等)

第34条 当施設は、施設の見やすい場所に、この規程の概要、従業者の勤務体制、利用料の額その他サービスの内容等重要事項を掲示するものとする。

- 2 当施設の業務を広告する必要がある場合においては、その内容が虚偽または誇大なものであってはならないものとする。

(会計の区分)

第35条 当施設の会計は、施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(記録の整備)

第36条 当施設は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 当施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(身体拘束等)

第37条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第38条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第38条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継

統計画の変更を行う。

(職員の質の確保)

第39条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護 保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な 措置を講じるものとする。

3 当施設職員の業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当施設入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を3月に1回以上開催する。

(ハラスメントの防止)

第40条 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

～中略～

附 則

この規程は、令和6年4月1日から一部変更して施行する。